

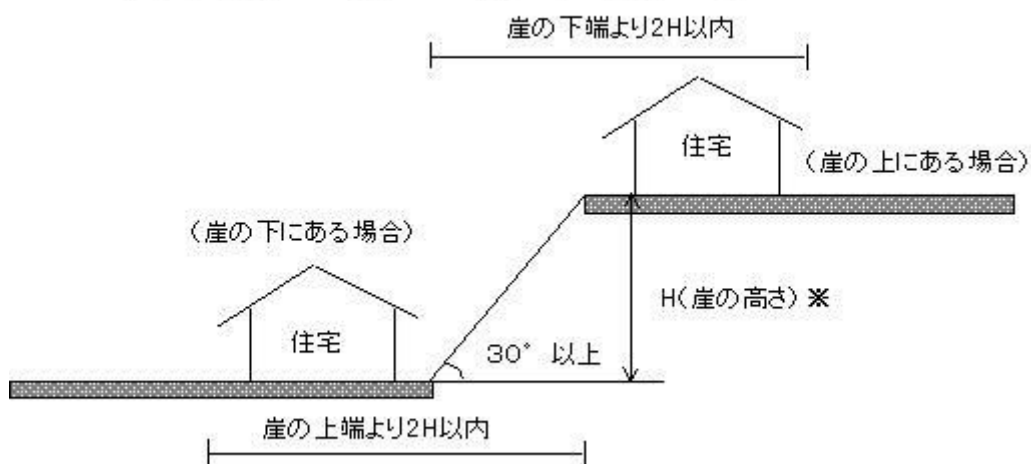
がけ地近接等危険住宅移転事業

1. 制度概要

がけ地の崩壊等により、住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域に建っている危険住宅を安全な場所に移転を促進するため、国と地方公共団体が移転者に危険住宅の除却等に要する経費と新たに建設する住宅（購入も含みます）に要する経費に対し補助金を交付する制度です。

危険住宅とは

（崖の近接地とは下図の2H以内にある住宅をいう。）



この事業の対象となるのは、がけ地の崩壊等による危険が著しいため、地方公共団体が建築基準法の規定に基づき条例で制定した災害危険区域内又は建築を制限している区域内にある住宅（現に居住の用に供されている住宅）です。この条例は昭和46年9月1日に施行されたもので、この施行に伴い、既存不適格となった昭和46年8月31日以前に建築された住宅が、原則として対象となります。

※H（がけの高さ）が2m以上の場合が対象です。

2. 補助の内容

除却等費危険住宅の撤去費及び移転等に要する費用

建物助成費危険住宅に代わる住宅の建設（購入も含みます）、土地取得、敷地造成のため、金融機関から融資を受けた場合の借入れ金の利子相当額（利率は8.5%を限度とします。）

3. 補助限度額

	除却等費	780 千円
建 物 助 成 費	建設	4, 440 千円
	土地取得	2, 060 千円
	敷地造成	580 千円

4. お問い合わせ先

末吉支所 建設課 電話：0986-76-8811

財部支所 建設水道課 電話：0986-72-0941

大隅支所 建設水道課 電話：099-482-5953